

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年4月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200317号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300001号

第1 結論

昭和60年7月から同年9月までの請求期間、昭和61年4月から昭和62年5月までの請求期間、平成9年1月の請求期間、平成9年3月の請求期間及び平成11年2月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年7月から同年9月まで
② 昭和61年4月から昭和62年5月まで
③ 平成9年1月
④ 平成9年3月
⑤ 平成11年2月から同年3月まで

請求期間①から⑤までに係る国民年金の納付記録がないが、請求期間①及び②は、A市において両親が国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付してくれていたはずであり、請求期間③、④及び⑤については、B市において私が保険料を納付していた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者は、当該期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付を行ったとする両親のうちの父は既に亡くなっており、母は療養中につき話を聞くことはできないとしており、両親から請求者の当該期間における保険料の納付に係る状況を確認することができない。

また、請求者のA市に係る国民年金被保険者名簿(以下「A市の被保険者名簿」という。)及びC市(昭和62年7月13日にA市から転入)の国民年金被保険者台帳により、請求期間①及び②に係る請求者の記録について、保険料が納付されていることを確認することはできないほか、A市の被保険者名簿の記録はオンライン記録と符合している。

2 請求期間③、④及び⑤について、B市に係る国民年金被保険者名簿及び同市の回答により、

請求者は、平成9年1月29日に同市D区に転入し、国民年金第1号被保険者資格を取得したことが確認できるところ、請求者は送られてきた納付書で国民年金保険料を納付したとしているものの、金融機関等の納付場所及び納付金額等の記憶が明確ではないとしていることから、請求期間③、④及び⑤の保険料納付状況が不明である。

また、B市に係る国民年金被保険者収納一覧表及び国民年金被保険者名簿（以下「B市の被保険者収納一覧表等」という。）により、請求期間③、④及び⑤に係る請求者の記録について、保険料が納付されていることを確認することはできず、B市の被保険者収納一覧表等の記録はオンライン記録と符合している。

- 3 請求期間①から⑤までについて、請求期間が多数存在しているところ、複数の行政機関において複数年度にわたり納付記録が欠落するとは考え難い上、請求期間③、④及び⑤の期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録に過誤があったとは考え難い。

また、請求期間①から⑤までについて、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に係る年金手帳の国民年金記号番号「*」（現在の基礎年金番号）とは別の記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①から⑤までに係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑤までに係る保険料を納付していたものと認めることはできない。